## 令和2年度全国学力・学習状況調査の参加について

全国学力・学習状況調査の参加について、別紙「令和2年度全国学力・学習状況調査に 関する実施要領」を添えて教育委員会の審議に付します。

令和2年1月29日

一宮市教育委員会 教育長 高橋 信哉

## 提案理由

一宮市立小中学校の令和2年度全国学力・学習状況調査の参加について,教育委員会の 議決を求めるため,本案を提出します。

## 令和2年度 全国学力・学習状況調査(案)

# 調査の主体

文部科学省

## 調査の方法

別紙「令和2年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」による

## 調査の実施日

令和2年4月16日(木)

## 調査の対象者

小学校 42校 6年生全員

中学校 19校 3年生全員

## 調査教科

小学校 国語・算数

中学校 国語・数学

# 令和2年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

令和元年12月16日文 部 科 学 省

#### I. 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

## Ⅱ. 調査の名称

令和2年度全国学力・学習状況調査

#### Ⅲ. 調査の構成

本体調査に加えて、経年変化分析調査及び保護者に対する調査を実施する。

## IV. 本体調査

- 1. 調査の対象
- (1) 国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。なお、公立学校には公立大学法人が設置する学校(以下「公立大学附属学校」という。)を含むものとする。
  - ア 小学校調査

小学校第6学年,義務教育学校前期課程第6学年,特別支援学校小学部第6学年

イ 中学校調査

中学校第3学年,義務教育学校後期課程第3学年,中等教育学校前期課程第3学年,特別支援学校中学部第3学年

- (2) 特別支援学校及び小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、調査の対象となる教科について、以下に該当する児童生徒は、調査の対象としないことを原則とする。 ア 下学年の内容などに代替して指導を受けている児童生徒
  - イ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受け ている児童生徒

#### 2. 調查事項

- (1) 児童生徒に対する調査
  - ア 教科に関する調査
    - (ア) 小学校調査は、国語及び算数とし、中学校調査は、国語及び数学とする。
    - (イ) 出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、 それぞれの学年・教科に関し、以下のとおりとする。

- ① 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活に おいて不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能 等
- ② 知識・技能を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力 等
- (ウ)調査問題では、上記①と②を一体的に問うこととする。出題形式については、記述式の問題を一定割合で導入する。

#### イ 質問紙調査

調査する学年の児童生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問紙調査(以下「児童生徒質問紙調査」という。)を実施する。

#### (2) 学校質問紙調査

学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況 等に関する質問紙調査(以下「学校質問紙調査」という。)を実施する。

#### 3. 調査実施日等

(1) 児童生徒に対する調査(調査の時間割モデルは別紙1) 調査の実施日は、令和2年4月16日木曜日とする。

#### ア 小学校調査

- (ア) 教科に関する調査の調査時間は、国語及び算数それぞれ45分とする。
- (イ) 児童生徒質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。

## イ 中学校調査

- (ア) 教科に関する調査の調査時間は、国語及び数学それぞれ50分とする。
- (イ) 児童生徒質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。
- (2) 学校に対する質問紙調査 令和2年4月に実施する。
- (3) 調査実施に関するスケジュール 別紙2のとおりとする。

#### 4. 調査の実施体制

調査の実施体制は以下のとおりとする(調査の実施系統図は別紙3・別紙4)。

- (1) 調査は、文部科学省が、学校の設置管理者である都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等(以下「参加主体」という。) の協力を得て実施する。
- (2) 都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。また、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。

- (3) 都道府県知事は、私立学校の所轄庁として調査に協力する。
- (4) 市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等は、学校の設置管理者として調査に協力し、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。
- (5) 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である市町村教育委員会等の指示・指導・助言等に基づき調査に当たる。

#### 5. 調査結果の取扱い

文部科学省は、以下のとおり、調査結果を示し、公表するとともに、各教育委員会及び学校に対して、調査結果等を提供する。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第21条第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体性と責任を持って当たることとする。

(1) 調査結果の示し方

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、以下の事項等を示す。 ア 教科に関する調査の結果として、

- (ア) 国語,算数・数学のそれぞれの教科(以下「各教科」という。)にかかる問題の全体の平均正答数,平均正答率,中央値,標準偏差等
- (イ) 以下をそれぞれ単位とした各教科の平均正答数等の分布等が分かるグラフ
  - ① 都道府県教育委員会
  - ② 都道府県教育委員会(指定都市教育委員会を除く。)
  - ③ 指定都市教育委員会
  - ④ 教育委員会
  - ⑤ 学校
  - ⑥ 児童生徒
- (ウ) 各教科の設問ごとの正答率等
- (エ) 各教科の設問ごとの解答類型別児童生徒数の割合
- イ 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の結果として、
- (ア) 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況
- (イ) 児童生徒質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析
- (ウ)学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の平均正答率等との相関関係の分析 ウ その他、調査の目的の達成に資する分析

#### (2) 文部科学省による調査結果の公表

文部科学省は、調査の目的を踏まえ、以下の事項等について調査結果を公表する。文部科学省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する (文部科学省における調査結果の公表の体系は別紙5)。

- ア 以下の(ア)から(オ)までの区分に応じ、上記(1)ア及びイで示した結果
  - (ア) 国全体(国・公・私立学校全体の状況又は国・公・私立学校別の状況)
  - (イ) 都道府県ごと(都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の 状況)
  - (ウ) 都道府県(指定都市を除く。)ごと(都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況)
  - (エ) 指定都市ごと(指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況)
  - (オ)地域の規模等に応じたまとまりごと(「大都市」(指定都市及び東京23区),「中核市」,「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況)
- イ 教科に関する調査の解答状況及び質問紙調査の回答状況(一般に公開された場合に,個人,学校,設置管理者等が特定されることのないよう,データの匿名化処理(必要に応じて疑似データ化等の処理を含む。)を行ったもの)
- ウ その他,調査の目的の達成に資する分析

#### (3) 調査結果等の提供

各教育委員会、学校及び児童生徒に対する調査結果等の提供は、調査報告書のほか、以 下のとおりとする。

- ア 文部科学省は、調査の目的の達成に資するため、各教育委員会及び学校に対して、以下 の調査結果を提供する。
  - (ア) 都道府県教育委員会
    - ① 当該都道府県教育委員会が設置管理する各学校の状況
    - ② 当該都道府県教育委員会における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
    - ③ 当該都道府県教育委員会(指定都市を除く。)における市町村教育委員会が設置 管理する学校全体の状況
    - ④ 域内の各市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
    - (5) 域内の市町村教育委員会が設置管理する各学校全体の状況
  - (イ) 市町村教育委員会
    - ① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
    - ② 当該市町村教育委員会が設置管理する各学校の状況
  - (ウ) 学校
    - ① 当該学校全体の状況
    - ② 各学級の状況
    - ③ 各児童生徒の状況
    - ④ 各児童生徒に関する個人票
  - (エ) その他、調査の目的の達成に資する調査結果
- イ 各学校は、各児童生徒に対し、個人票を提供する。

#### (4)調査結果の活用

- ア 各教育委員会,学校等及び文部科学省においては,調査の目的を達成するため,以下のような調査結果を活用した取組に努めることとする。
  - (ア) 各教育委員会及び学校等においては、多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策 の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を 図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。
  - (イ) 各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの教育指導等の改善に向けて取り組むこと。
  - (ウ) 各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校 における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に 向けた取組を進めること。
  - (エ) 文部科学省は、児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、 教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善に取り組むこととする。また、各 教育委員会及び学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど、教育及び教育 施策の改善に向けた全国的な取組を進めることとする。
- イ 各教育委員会,学校等及び文部科学省においては,調査結果についてより一層多面的な 分析や研究が行われるよう,調査結果を活用した以下のような取組を進めることができる。
  - (ア) 文部科学省は、本実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき、集計結果データを大学等の研究機関の研究者又は国の行政機関等の職員に貸与し、学術研究の振興、高等教育の振興又は施策の推進のために活用することとする。この場合、集計結果データは、以下のとおりとする。
    - ① 本体調査データ
    - ・児童生徒の解答用紙番号ごとに、各教科の解答状況及び児童生徒質問紙調査の回答 状況等を一覧にしたもの。
    - ・学校コードごとに、各教科の平均正答数等、児童生徒質問紙調査の回答割合及び学 校質問紙調査の回答状況等を一覧にしたもの。
    - ② 経年変化分析調査データ
    - ・児童生徒の解答用紙番号ごとに、経年変化分析調査の各教科の解答状況等を一覧にしたもの。
    - ③ 保護者に対する調査データ
    - ・児童生徒の解答用紙番号ごとに、保護者に対する調査の回答状況等を一覧にしたもの。
  - (イ) 各学校においては、各学校の設置管理者の判断の上、以下のいずれかの方法により、 小学校調査の結果等について学校間での情報共有を図り、成果と課題を継続的に把 握・検証し、教育の改善・充実に取り組むことができる。
    - ① 児童の保護者の同意を得るなど、法令に基づき必要な措置を講じた上で、児童が進学する学校に小学校調査の結果を送付すること
    - ② その他各学校の設置管理者の判断による適切な方法
  - (ウ) 文部科学省は、(イ) ①又は②の方法により、平成29年度に既に学校間での情報共有を図った学校が、同一児童生徒に関する平成29年度小学校調査と令和2年度中学

校調査の結果を併せて分析するためのツールを、各教育委員会及び各学校に対し提供することとする。

#### (5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を 果たすことが重要である。一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部分であること、 学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が 生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

このことを踏まえ、具体的な公表の手続等は、以下のとおりとする。

## ア 教育委員会及び学校による調査結果の公表

- (ア) 都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。
  - ① 自らが設置管理する学校の状況については、それぞれの判断において、(エ)に 基づき公表することは可能であること。
  - ② 域内の市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況及び各学校の状況については、市町村教育委員会の同意を得た場合は、(エ)に基づき、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表(市町村名又は学校名を特定することが可能な方法による公表を含む。以下同じ。)を行うことは可能であること。

なお、個々の市町村名又は学校名が明らかとならない方法(例えば、教育事務所単位の状況の公表等)で、(エ)に基づき公表することは、都道府県教育委員会の判断において可能であること。

- ③ ①又は②に基づき個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
- ④ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが 個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。
- (イ) 市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。
  - ① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
  - ② 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
  - ③ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが 個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。
- (ウ) 学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、 (エ) に基づき公

表することは可能であること。

- (エ) 調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。
  - ① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。
  - ② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。
  - ③ (ア)①又は(イ)②に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合,又は(ア)②において市町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。

また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。

なお、平均正答数や平均正答率等の数値について、一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表等は行わないこと。

- ④ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。
- ⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。
- ⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な 配慮を行うこと。
- (オ)教育委員会が独自に実施する学力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれ の教育委員会の判断に委ねられること。
- イ 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い
  - (ア) 文部科学省は、調査結果のうち、自らが公表する内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。
  - (イ)教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、(ア)を参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特にア(エ)を十分踏まえ、適切に対応する必要がある。

- 6. 調査実施に当たっての相談体制
- (1) 学校の設置管理者である市町村教育委員会等においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。
- (2) 文部科学省は、調査実施に当たっての市町村教育委員会及び学校等からの問合せや調査問題の配送・回収状況の把握・確認等に対応するため、民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

## 7. 留意事項

- (1) 各教育委員会及び学校等における調査の実施及び調査結果の活用等
  - ア 調査の目的に鑑み、各教育委員会及び学校等においては、調査結果を直接又は間接に入 学者選抜に関して用いることはできないこととする。
  - イ 各教育委員会及び学校等においては、調査を実施するとともに、調査結果等を活用する に当たり、以下の体制を整備することとする。
    - (ア) 各教育委員会等においては、調査責任者及び担当者等を指名するとともに、 所管の学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。
    - (イ) 各学校においては、調査責任者及び担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。
    - (ウ)教育委員会及び学校等においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査 結果の取扱い等を児童生徒及び保護者等の関係者に周知すること。
    - (エ) 各教育委員会及び学校等において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密について は、その保持を徹底すること。
    - (オ) 各教育委員会及び学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に 基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。
    - (カ) 各教育委員会及び学校等は、調査の目的の達成に資するよう、調査結果等の活用を図るため、調査結果等の提供を受けることを希望する関係機関等において、本実施要領の趣旨が遵守されることが確認できた場合に限り、当該機関等に対して調査結果等を提供することは可能であること。
    - (キ) 各教育委員会及び学校等においては、調査結果の分析やこれを活用して教育及び教育 施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備すること。

#### (2) 個人情報の保護

- ア 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、調査に使用する解答用紙等について、 児童生徒及び保護者の氏名を取得しない形式を用いることとする。
- イ 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、個々の児童生徒を識別することを目的として、各設置管理者及び各学校等に対して、氏名を取得しない形式での実施方法(匿名加工)に関する情報その他の情報を取得し、調査結果等と照合しないこととする。
- ウ 各教育委員会及び学校等においては、調査に関して知り得た個人情報について、それぞれが遵守すべき個人情報保護関係法令及び地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り扱うこと。

#### (3)調査日程の変更等

調査の実施日に、特定の学校において調査を実施できないやむを得ない事情が生じた場合は、教育委員会及び学校等の判断により、当該学校における調査実施日を後日に変更すること、または実施しないこととすることができる。なお、調査実施日を後日に変更する場合、全体の集計からは除外することとするが、文部科学省は、調査日の翌17日金曜日以降5月1日金曜日までに実施された調査については、採点及び調査結果の提供を行うこととする。

## (4) 教育課程上の位置付け

調査の教育課程上の位置付けについては、教育委員会及び学校の判断により、以下のとおり取り扱うことを可能とする。

ア 教科に関する調査については、以下のとおり、当該教科の授業時数の一部として取り扱 うことを可能とする。

## (ア) 小学校調査

国語及び算数:それぞれ1単位時間相当

#### (イ) 中学校調査

国語及び数学: それぞれ1単位時間相当

イ 児童生徒質問紙調査については、特別活動(学級活動)の一部として取り扱うことを可能とする。

#### (5) 障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、各学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、点字・拡大文字・ルビ振り問題用紙の使用、代筆解答用紙の使用、別室の設定などの配慮を可能とする。

#### (6) 日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

日本語指導が必要な児童生徒については、原則として、他の児童生徒と同様の授業を受けている児童生徒について、調査の対象とする。ただし、例えば、国語又は算数・数学の時間に取り出し指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を調査の対象としないことを可能とする。なお、調査を行うに当たっては、各学校の判断により、調査時間の延長、ルビ振り問題用紙の使用などの配慮を可能とする。

#### (7)調査問題等の公表

文部科学省は、調査の実施後、速やかに、調査問題、正答例、出題の趣旨及び解答類型を 公表する。

#### (8) 調査マニュアルの作成・配付

調査の具体的な実施方法等については、令和2年2月頃に作成・配付する予定の調査マニュアルで示す。

#### V. 経年変化分析調查

#### 1. 調査の目的

全国的な学力の状況について、経年の変化を把握・分析し、今後の教育施策の検証・改善に役立てる。

## 2. 調査の対象

(1) 文部科学省が調査対象として抽出した、国・公・私立学校(本体調査を実施する学校)の 以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。

## ア 小学校調査

小学校第6学年、義務教育学校前期課程第6学年、特別支援学校小学部第6学年

イ 中学校調査

中学校第3学年,義務教育学校後期課程第3学年,中等教育学校第3学年,特別支援学校中学部第3学年

(2) 調査の対象としないことを原則とする児童生徒は、IV. 本体調査 1. (2) と同様とする。中学校調査の英語においては、右耳・左耳それぞれの平均聴力レベルが60デシベル以上の生徒は、「聞くこと」及び「話すこと」に関する問題の対象としないこととすることができる。

#### 3. 調査事項

全国的な学力の状況について、経年の変化を把握・分析するため、平成25年度及び平成28年度に実施した経年変化分析調査と同様の問題等を用いて、以下の教科に関する調査を実施する。

- (1) 小学校調査は、国語及び算数とし、中学校調査は、国語、数学及び英語とする。英語については、教科に関する生徒質問紙調査及び学校質問紙調査を実施する。
- (2) 出題範囲は、IV. 本体調査 2. (1) ア (イ) と同様とする。
- (3) 出題形式は、IV. 本体調査 2. (1) ア(ウ) と同様とする。英語においては、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」、「書くこと」に関する問題を出題し、記述式の問題を一定割合で導入するとともに、「話すこと」に関する問題の解答は、原則として口述式によるものとする。

#### 4. 調查実施日等

(1) 調査実施日(調査の時間割モデルは別紙6)

調査の実施日は、令和2年5月11日月曜日から6月30日火曜日までの期間中、調査の

対象となった学校(以下「対象学校」という。)が実施可能な日とする。

#### ア 小学校調査

対象学校は、国語又は算数のいずれか1教科を45分で実施する。

#### イ 中学校調査

対象学校は、国語、数学又は英語のいずれか1教科を50分で実施する。

英語においては、「聞くこと」、「読むこと」、「書くこと」に関する問題は45分とし、「話すこと」に関する問題は5分程度とする。対象学校の生徒全員が「聞くこと」、「読むこと」、「書くこと」、「話すこと」に関する全ての問題を6時限以内で終了するとともに、「話すこと」に関する問題については、生徒間で調査に伴う音声が聞こえにくい距離を保つこととし、1学級を数回に分けて1時限の中で実施することを基本とする。英語に関する生徒質問紙調査及び学校質問紙調査は、各対象学校の状況に応じて適切に実施する。

## (2) 調査実施に関するスケジュール

別紙7のとおりとする。

#### 5. 調査の実施体制

調査の実施体制は、IV. 本体調査 4. と同様とする (調査の実施系統図は別紙8・別紙9)。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第17号の規定により、調査の実施は教育委員会の職務権限である。そのため、当該対象学校を設置管理する教育委員会(以下「対象教育委員会」という。)は、調査の実施について、主体性と責任を持って当たることとする。

## 6. 調査結果の取扱い

文部科学省は、以下のとおり、調査結果を示し、公表する。なお、経年変化分析調査は全国的な学力の状況について経年の変化を把握・分析するものであることから、対象教育委員会及び対象学校に対する調査結果の提供は行わない。

#### (1)調査結果の公表

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、全国的な状況に関し、 具体の問題内容が明らかにならない範囲で、児童生徒の学力に関する経年変化の分析結果等 を公表する。文部科学省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホー ムページに掲載する。

#### (2)調査結果の活用

文部科学省においては、調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるよう、

本実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき、集計結果データについて、大学等の研究機関の研究者又は国の行政機関等の職員に貸与し、学術研究の振興、高等教育の振興又は施策の推進のために活用することとする。

(3) 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱いは、IV. 本体調査 5. (5) イ(ア) と同様とする。

- 7. 調査実施に当たっての相談体制
  - IV. 本体調査 6. と同様とする。

#### 8. 留意事項

- (1) 対象教育委員会及び対象学校における調査の実施に関する体制等調査を実施するに当たり、以下の体制を整備することとする。
  - ア 対象教育委員会においては、調査責任者及び担当者を指名するとともに、所管の対象学 校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。
  - イ 対象学校においては、調査責任者及び担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。
  - ウ 対象学校においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容等を児童生徒、保護者 等の関係者に周知すること。
  - エ 対象教育委員会及び対象学校において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。
- (2) 個人情報の保護
  - IV. 本体調査 7. (2) と同様とする。
- (3) 教育課程上の位置付け

調査の教育課程上の位置付けについては、対象教育委員会及び対象学校の判断により、以下のとおり、当該教科の授業時数の一部として取り扱うことを可能とする。

ア 小学校調査 国語又は算数:1単位時間相当

イ 中学校調査 国語又は数学:1単位時間相当

外国語: 1. 3单位時間相当

#### (4) 障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、対象学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、拡大文字・ルビ振り問題用紙の使用、代筆解答用紙の使用、別室の設定、イヤホンの使用などの配慮を可能とする。

#### (5) 日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

Ⅳ. 本体調査 7. (6) と同様とする。

## (6)調査問題等の公表

文部科学省が公表する調査結果に掲載するものを除き、調査問題等は非公開とする。

#### (7) 調査マニュアルの作成・配付

調査の具体的な実施方法等については、令和2年4月末頃に作成・配付する予定の調査マニュアルで示す。

#### VI. 保護者に対する調査

## 1. 調査の目的

家庭状況と学力等の関係について、経年の変化を把握・分析し、今後の教育施策の検証・改善に役立てる。

#### 2. 調査の対象

本体調査及び経年変化分析調査を実施した児童生徒の保護者を対象とする。

## 3. 調查事項

児童生徒の家庭における状況、保護者の教育に関する考え方等に関する質問紙調査を実施する。

#### 4. 調查実施日等

調査実施は、令和2年5月11日月曜日から6月30日火曜日までの期間とする。

## 5. 調査の実施体制

調査の実施体制は、V.経年変化分析調査6.と同様とする。

#### 6. 調査結果の取扱い

#### (1)調査結果の公表

文部科学省は、全国的な状況に関し、調査の回答状況の分析結果等を公表する。文部科学省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する。

#### (2)調査結果の活用

調査結果の貸与については、V. 経年変化分析調査6. (2) と同様とする。

(3) 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱いは、IV. 本体調査 5. (5) イ(ア) と同様とする。

## 7. 調査実施に当たっての相談体制

- (1) 学校の設置管理者においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。
- (2) 文部科学省は、調査実施に当たっての市町村教育委員会、学校及び保護者等からの問合せ や調査資材の配送・回収状況の把握・確認等に対応するため、民間機関に委託して、コー ルセンターを設置する。

#### 8. 留意事項

(1) 対象教育委員会及び対象学校における調査の実施に関する体制等調査を実施するに当たり、以下の体制を整備することとする。

ア 対象教育委員会においては、調査責任者及び担当者を指名するとともに、所管の対象学 校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。

イ 対象学校においては、調査責任者及び担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。

- ウ 対象学校においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容等を児童生徒、保護者 等の関係者に周知すること。
- エ 対象教育委員会及び対象学校において、保護者の状況等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。
- (2) 個人情報の保護

Ⅳ. 本体調査 7. (2) と同様とする。

(3) 障害のある保護者に対する配慮

障害のある保護者については、当該保護者の障害の種類や程度に応じて、点字・拡大文字・ルビ振り調査用紙の使用などの配慮を可能とする。

(4) 外国語による調査が必要な保護者に対する配慮

外国語による調査が必要な保護者については、当該保護者の必要とする言語に応じて、ポルトガル語、中国語、フィリピノ語、スペイン語、ベトナム語、英語、韓国語による調査用紙の使用などの配慮を可能とする。

(5)調査マニュアルの作成・配付

V. 経年変化分析調査8. (7) と同様とする。

## 本体調査の実施に関する時間割モデル

# 1. 調査実施日

令和2年4月16日(木) (後日実施は,4月17日(金)~5月1日(金)まで可能。)

## 2. 時間割モデル

## ◆小学校

1 時限目	2時限目	
国語 (45 分)	算数 (45 分)	児童質問紙 (20~40 分程度)

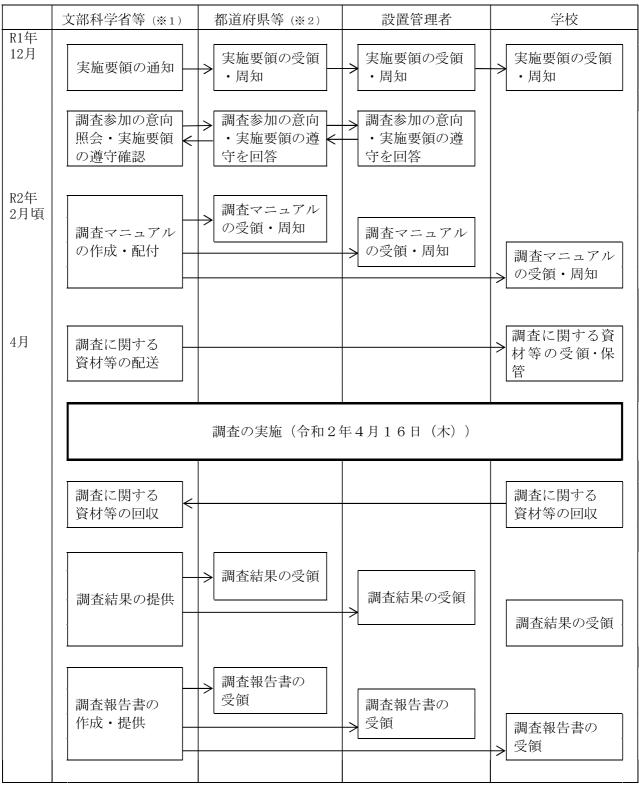
※児童質問紙調査は、2時限目終了後に、各学校の状況に応じて、柔軟に実施可能。

# ◆中学校

1 時限目	2時限目	
国語	数学	生徒質問紙
(50 分)	(50 分)	(20~45 分程度)

※生徒質問紙調査は、2時限目終了後に、各学校の状況に応じて、柔軟に実施可能。

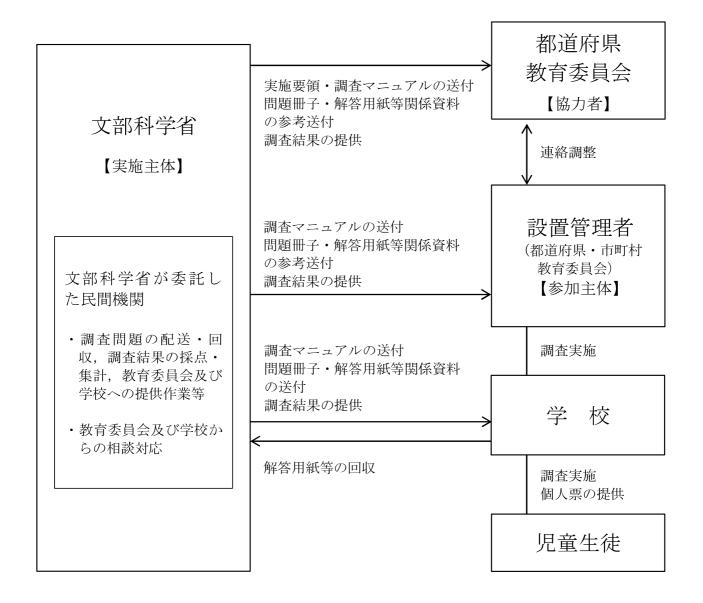
## 本体調査の実施に関するスケジュール (予定)



- ※1 文部科学省等には、国立教育政策研究所、文部科学省が委託した民間機関を含む。
- ※2 都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局等をいう。設置管理者である指定都市教育委員会、国立大学法人及び公立大学法人に対する「実施要領の通知」及び「調査参加の意向照会」等は、文部科学省から直接行う。

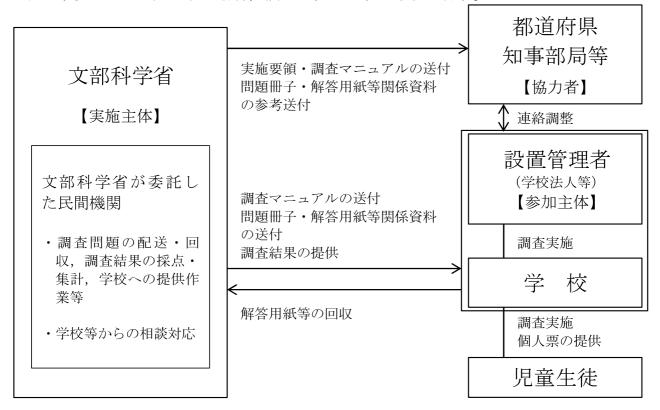
## 本体調査の実施系統図【都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校】

都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校において実施する場合, 調査は次のような系統で行う。



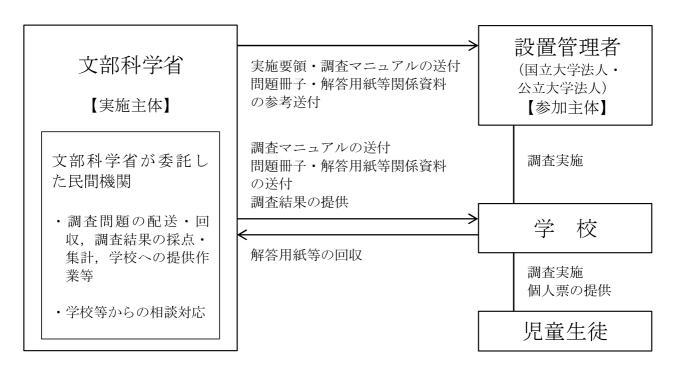
## 本体調査の実施系統図【私立学校】

私立学校において実施する場合,調査は次のような系統で行う。



## 本体調査の実施系統図【国立学校、公立大学附属学校】

国立学校及び公立大学附属学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



## 文部科学省における本体調査結果の公表の体系

					公表の区分		
実施要領の記載		5.(2)ア(ア) 国全体 (国・公・私立学 校全体の状況 又は国・公・私 立学校別の状 況)	5.(2)ア(イ)都に(イ)で見り、一部道の原果教育の表別でである。 また できる	5.(2)ア(ウ) 都(ウ)界(ウ)界(ウ)界(ウ)界(カラッツの) (カラッツの) (カ	5.(2)ア(エ) 指定都市ご と (指定都市教育 委員会が設置 管理する学校 全体の状況)	5.(2)ア(オ) 地域の規模 等に応じた まりごと (市町村設置 員会が設置管 理する学校全 体の状況)※1	
	5.(1)ア(ア) ・各教科の平 <sup>5</sup> 答率, 中央値,	匀正答数, 平均正 , 標準偏差等	0	0	0	0	0
	5.(1)ア(イ) ・右の欄のそ	①都道府県教育 委員会	0	-	-	-	_
	れぞれを単②都道府県教育位とした平均委員会(指定正答数等の都市を除く。)分布等が分③指定都市教育かるグラフ委員会	0			-	_	
			0	-	-	-	_
		④教育委員会	0	I	ı	1	-
調査		⑤学校	0	-	-	_	_
		⑥児童生徒	0	0	0	0	0
米の内容		ごとの正答率等 問ごとの解答類型	0	0	0	0	-
	5.(1)イ(ア) ・児童生徒質問 質問紙調査の	引紙調査及び学校 回答状況	0	0	0	0	0
	況と教科に関 等との相関関 ・学校質問紙調	引紙調査の回答状 する調査の正答率 係の分析 調査の回答状況と 調査の平均正答	0	△ <b>※</b> 2	△ <b>※</b> 2	△ <b>※</b> 2	_

- ※1 地域の規模等に応じたまとまり(「大都市」(指定都市及び東京23区),「中核市」,「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分)における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ※2 都道府県ごと、都道府県(指定都市を除く。)ごと、指定都市ごとの児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析については、必要に応じて文部科学省において公表することがある。

## 経年変化分析調査の実施に関する時間割モデル

## <u>1. 調査実施日</u>

令和2年5月11日(月)~6月30日(火)の期間中,対象学校が実施可能な日

## 2. 時間割モデル

#### ◆対象小学校(国語,算数)

7.3.3.1 1 DC (
実施可能な 1 時限
(45 分)
国語又は算数
(45 分)

#### ◆対象中学校(国語,数学)

実施可能な1時限	
(50 分)	
国語又は数学	
(50 分)	

## **◆対象中学校**(英語)

- ・「聞くこと」,「読むこと」,「書くこと」に関する問題は4.5分とし,「話すこと」に関する問題は5分程度とする。
- ・対象学校の生徒全員が「聞くこと」,「読むこと」,「書くこと」,「話すこと」に関する全ての問題を6時限以内で終了する。
- ・「話すこと」に関する問題については、生徒間で調査に伴う音声が聞こえにくい距離を 保つこととし、1学級を数回に分けて1時限の中で実施することを基本とする。
- ・英語に関する生徒質問紙調査は、各対象学校の状況に応じて適切に実施する。

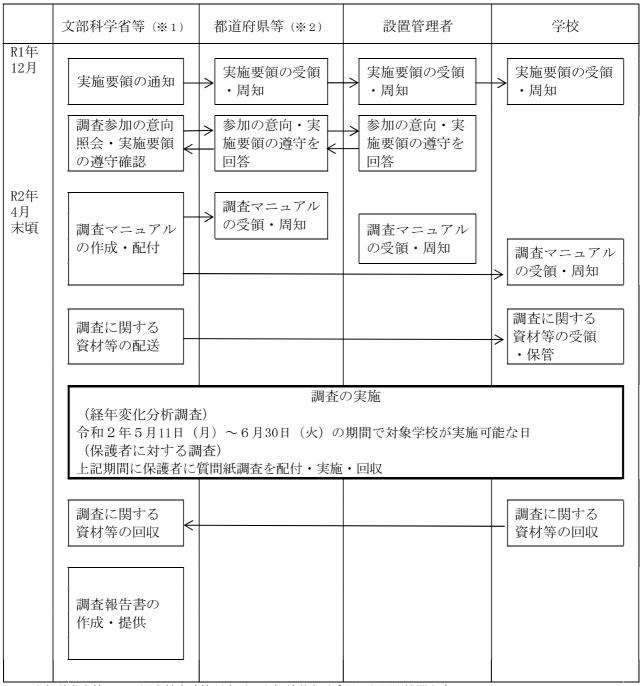
#### (対象学年が3学級の例)

1 時限目	2 時限目	3 時限目	4 時限目
(50 分)	(50分)	(50分)	(50分)
英語「聞くこと、読	英語「話すこと」	英語「話すこと」	英語「話すこと」
むこと、書くこと」	+生徒質問紙	+生徒質問紙	+生徒質問紙
(45分)	(1組)	(2組)	(3組)
	(15 分×3 グループ)	(15 分×3 グループ)	(15 分×3 グループ)

#### <補足>

- ※英語「話すこと」+生徒質問紙調査にかかる時間は、準備や移動を含み15分程度。
- ※対象学校には事業者から調査で使用する機器一式(PC, ヘッドセット等)を貸与する。
- ※対象学校には事業者から「話すこと」調査サポーターを派遣する。

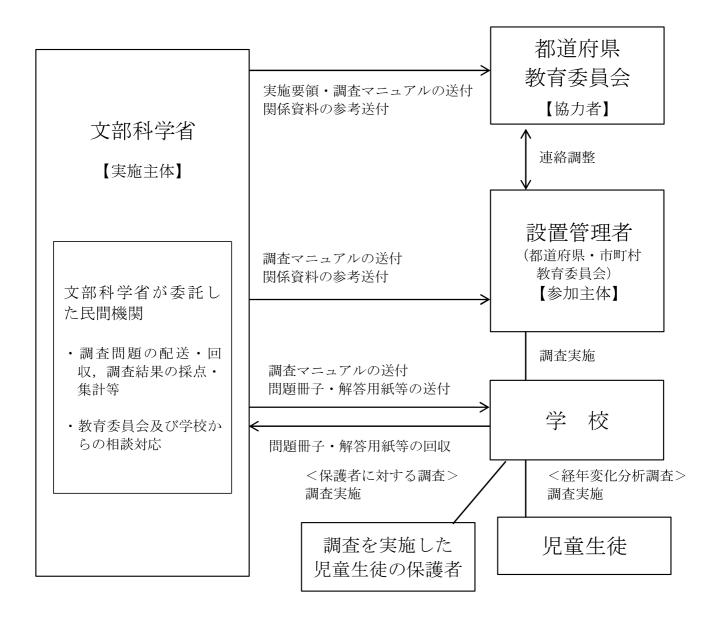
## 経年変化分析調査及び保護者に対する調査の実施に関するスケジュール(予定)



- ※1 文部科学省等には、国立教育政策研究所、文部科学省が委託した民間機関を含む。
- ※2 都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局等をいう。設置管理者である政令指定都市教育委員会及び国立大学法人に対する「実施要領の通知」及び「調査参加の意向照会」は、文部科学省から直接行う。

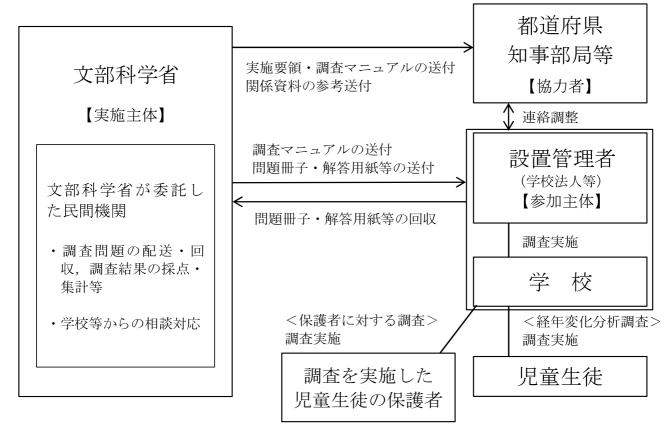
# 経年変化分析調査及び保護者に対する調査の実施系統図 【都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校】

都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校において実施する場合, 調査は次のような系統で行う。



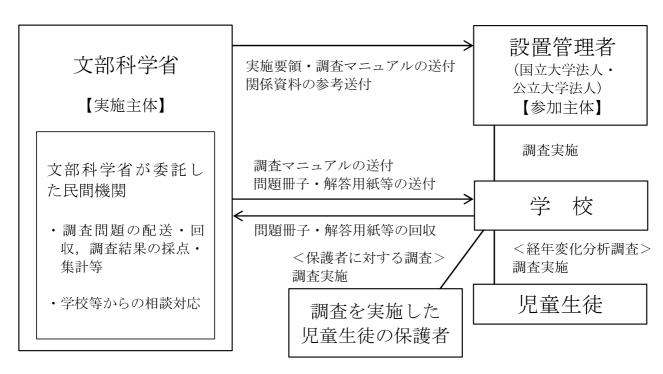
## 経年変化分析調査及び保護者に対する調査の実施系統図【私立学校】

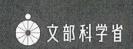
私立学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



## 経年変化分析調査及び保護者に対する調査の実施系統図【国立学校、公立大学附属学校】

国立学校及び公立大学附属学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。





# 令和2年度

# 全国学力・学習状況調査

本調査は、文部科学省が、学校の設置管理者等(教育委員会、学校法人等)の協力を得て実施するものです。

# 二本体調査

# 調查実施日: 令和2年4月16日(木)

## 調査の目的

- ◇義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を 把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る
- ◇学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる
- ◇そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する

#### 調査対象

国・公・私立学校の小学校第6学年、中学校第3学年 原則として全児童生徒

#### 調査内容

#### ① 教科に関する調査(国語、算数・数学)

出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、それぞれの学年・教科に関し、以下のとおりとする。

- ① 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能 等
- ② 知識・技能を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力 等

調査問題では、上記①と②を一体的に問うこととする。

#### ② 生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査

児童生徒に対する調査	学校に対する調査	
学習意欲, 学習方法, 学習環境, 生活の諸側面等に	指導方法に関する取組や人的・物的な教育条件の整	
関する調査	備の状況等に関する調査	
(例) 国語への興味・関心、授業内容の理解度、読書時間、	(例) 授業の改善に関する取組, 指導方法の工夫, 学校運営	
家庭学習の状況 など	に関する取組, 家庭・地域との連携の状況 など	

#### 時間割

○小学校 (児童質問紙は, 2 時限目終了後以降に, 各学校の状況に応じて実施。)

1時限目	2時限目	
国語 (45 分)	算数 (45 分)	児童質問紙 (20~40 分程度)

#### ○中学校 (生徒質問紙は, 2時限目終了後以降に, 各学校の状況に応じて実施。)

1 時限目	2時限目	
国語 (50 分)	数学 (50 分)	生徒質問紙 (20~45 分程度)

# 問題例:平成31年度(令和元年度)全国学力・学習状況調査より

全問題については、国立教育政策研究所 HP をご参照ください。

#### 小学校・算数

#### 日常生活の事象を数理的に捉え判断すること (遊園地での待ち時間)

4

はるとさんたちは 遊削地に来ています。

3 はるとさんたちは、限定商品を買いたいと思っています。次の予定が あるので、年後3時までにはレンに前きたいと考えています。

列に並っと レンまでは 14 ボール分ありました。ボールとボールの間 の長さはとこも同してす。



はるとさんたちが並んでから、4ポール分連むのに8分削かかり、残り 10 ボール分になりました。午後 3 時までは、残り 33 分間です。そこで 33分間以内にレジに着くことができるかとうかを考えてみました。





4 ボール分進むのに 8 分間かかったことから、残り 10 ボール分 も同じ進みくあいて進むとして考えます。

8 ÷ 4 = 2 で、「ボール分には2分割かかります。 残り 10 ボール分なので、2 × 10 - 20 で、20 分間かかります。 たから、33分間以内にレジに着くことができます。

ところが、レントいる店員さんが減ってしまいました。それからは、 3ポール分進むの1 9分間かかり、残り7ポール分1なりました。午後3時 までは 残り24分間です。

そこで はるとさんたちは 24分間以内にレジに着くことができるか とうかを、もう一度考えてみました。





3ポール分進むのに9分間かかったことから、残り7ポール分 も同し進みぐあいて進むとして考えます。

3 ボール分達むのに9分削かかる進みくおいで進むとすると、残り 7ポール分進上のにかかる時間は何分間ですか。

沢め方を言葉や式を使って書きましょう。また、答えも書きましょう。 さらに、24 分間以内にレンに着くことができるかどうかを、下の 1 と 2 から選んで、その番号を書きましょう。

- 1 若くことかできる。
- 2 若くことができない。

#### ●出題の趣旨

示された場面の状況から、単 位量当たりの大きさを基に, 所要時間の求め方と答えを言 葉や数を用いて記述し、その 結果から条件に当てはまるか どうかを判断することができ るかどうかをみる。

#### ●正答例

#### 【求め方】

9÷3=3で、1ポール分に は3分間かかります。残り 7ポール分なので、3×7 = 21で, 21分間かかり ます。

【答え】 21(分間)

【番号】 1

(正答率 62.8%)

## 情報を読む(新聞)

2 は 分門です このシリースで取り上ける内容をボナンで云く、 日本の文化の例を複数がすことで、 海外に広うる介当 という文章 的発見一 の魅力」の記事の要約を示すことで、 日本の文化 で囲まれた部分 成者が様々な国の文化と比較 にある。「日本の文化の中には、 就者が今後の掲載 について説明したものとして最も適切ならのを、 読者が時間をかけずに新聞を読むここができるようにし なからこの観測を読むことができるように 海外でも広く知られているものがあります 気付くことができるように があります ……第一回

1 【全国中学生新聞】

全国中学生新聞 2019年(平成31年)4月14日(日曜日) 文化 6

には果物までかきれいに収 か詰められていることで サーナ食、土菜、副菜、時 さな箱の中にいろいろな料

料理をおいして

# 海外に広がる弁当の魅力



は果物までかられいに収まっています。 上食、十家、側家、時まっています。そのため、まっています。そのため、まっています。そのため、まっています。そのため、まっています。その本のでするほどをうまくがべて、健学力をいることをうまくがべて、健学力をいるでする指のようだ。とうこれたすった以下。また、様々なデザインのまた、様々なデザインのまた、様々なデザインのです。 側えば、フランスつです。 側えば、フランスつです。 側えば、フランスつです。 側えば、フランス

まかには つなのです 设施

世界に誇る様々な魅力

曲げわっぱの弁当

#### ●出題の趣旨

文章の構成や展開、表現の仕 方について、根拠を明確にし て自分の考えをもつことがで きるかどうかをみる。

#### ●正答

全国中学生新聞]

〈シリーズ〉再発見! 日本の文化

その魅力を紹介していきます

郷

弁当です

で活題になっているのです

が当新がたくさん売られて も、おしゃれでカラフルな のデバートの食器売り場で

倒えば、汽薯(Dento)、「浸画(manga)」、 毎回にわたって、リーズでは、この五つの日本の文化を取り上げ、五回にわたって、リーズでは、この五つの日本の文化を取り上げ、五回にわたって、リーズでは、この五つの日本の文化を取り上げ、五回にわたって、リーズでは、この五つの日本の文化を取り上げ、五回にわたって、リーズでは、この五つの日本の文化を取り上げ、五回にわたって、リーズでは、この五つの日本の文化を取り上げ、五回にわたって、リーズでは、

1 2 3 4 5

「弁当」

2

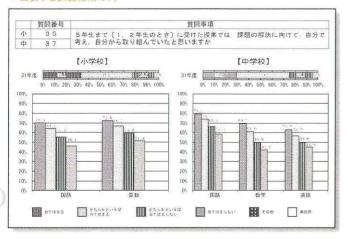
(正答率 64.6%)

# 🔀 調査結果等の集計・分析・提供

#### 集計·分析

- ◇国全体,各都道府県,地域の規模等における調査結 果を公表
- ◇児童生徒の学習環境や生活習慣,学校における指導 や教育条件の整備状況等と学力の相関関係を分析, 公表

#### ▼公表する調査結果の例



#### 提供

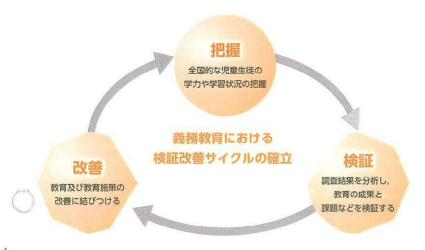
- ◇各教育委員会、学校に以下の調査結果を提供
  - 児童生徒の正答数分布図
  - · 設問別正答率·無解答率,類型別解答状況
  - 質問紙調査の結果
  - ・ 各児童生徒に提供する「個人票」 など

#### ▼「個人票」のイメージ





# 🔀 調査結果の活用



#### 教育の改善に向けた全国的な取組を推進 (例) 学習指導要領の改訂, 各種施策の検証・改善, === 教員の配置等への支援, 教育委員会や学校 における改善の取組への支援 など 域内の教育の改善に向けた取組を推進 (例) 教員の配置等の工夫, 教員研修の充実, 教育 教育委員会 指導等の改善のための資料の作成, 保護者 や地域と連携した取組 など 個々の児童生徒の課題に応じた 教育指導の改善に向けた取組を推進 (例) 課題を踏まえた授業改善の取組, 校内研修 学校 の充実, 家庭における学習習慣や生活習慣の 確立に関する保護者への働きかけ、放課後 等における補充学習の実施 など

## ○全国学力・学習状況調査を活用するための参考資料等

#### ■全国学力・学習状況調査解説資料

調査の実施後、各教育委員会や学校が速やかに児童生徒の学力 や学習の状況、課題等を把握するとともに、それらを踏まえて調 査対象学年及び他の学年の児童生徒への学習指導の改善・充実等 に取り組む際に役立てることができるように作成したもの。

#### ■全国学力・学習状況調査報告書

調査結果を公表するとともに、調査結果を踏まえて学習指導の 改善・充実を図る際に役立てることができるように作成したもの。 各問題について、解答類型と反応率、分析結果と課題、学習指導 の改善・充実を図る際のポイント等を記述。

#### ■授業アイディア例

各学校において、今後の教育指導や児童生徒の学習状況の改善等に活用できるようにするため、全国学力・学習状況調査の調査結果を踏まえて、授業の改善・充実を図る際の参考となるよう、授業のアイディアの一例を示すもの。

#### ■全国学力・学習状況調査の結果を活用した実践研究の成果 報告書

調査結果から明らかになった課題に対して,教育委員会,学校 等が連携しながら学校の教育活動等の改善に取り組んだ実践研究 の概略等を掲載した報告書。

#### ■全国学力・学習状況調査の結果を用いた追加分析

国や教育委員会,学校等の教育活動や,教育施策の一層の改善を図るため,大学等の研究機関の専門的な知見を活用し,高度な分析・検証を行った調査研究の報告書。

#### (分析例)

- ・家庭の社会経済的背景と学力の関係に関する調査研究
- ・良好な結果を示した教育委員会・学校における教育施策・教育 指導等の特徴に関する調査研究

# 🔀 経年変化分析調査及び保護者に対する調査 (抽出方式)

#### 調査の目的

#### 【経年変化分析調查】

全国的な学力の状況について、経年の変化を把握・分析し、今後の教育施策の検証・改善に役立てる(平成 25, 28 年度に続き 3 回目)。

#### 【保護者に対する調査】

家庭状況と学力等の関係について、経年の変化を把握・分析し、今後の教育施策の検証・改善に役立てる(平成 25, 29 年度に続き 3 回目)。

経年変化分析調査は、同一問題による経年比較により、全国的な学力の推移を把握するための重要な調査であり、調査結果に基づき専門家による詳細な分析を行い、国の教育施策の検証・改善に活用いたします。

保護者に対する調査も、家庭状況と学力等の関係を明らかにし、支援を必要とする児童生徒や学校に対する教育施策の検討に活用いたします。

調査対象校におかれましては、調査へのご協力をよろしくお願いいたします。

#### 調査実施日

令和2年5月11日(月)から6月30日(火)の期間中,対象学校が実施可能な日時 (保護者に対する調査は、上記期間に学校を通じて調査票を配付・実施・回収)

#### 調查対象

#### 【経年変化分析調查】

統計的な手法に基づき厳格な抽出を行った結果選ばれた国・公・私立の小学校第6学年,中学校第3学年の児童生徒(全国で小学校510校程度,中学校570校程度)

#### 【保護者に対する調査】

本体調査及び経年変化分析調査を実施した児童生徒の保護者

#### 調查内容

#### 【経年変化分析調查】

- 国語、算数・数学、英語(中学校) 調査時間:小学校45分、中学校50分
- \*対象学校は、いずれか1教科を実施いたします。
- \*中学校の英語実施校のみ、英語教科に関する生徒質問紙・学校質問紙調査も併せて実施いたします。
- \*調査問題は非公開のため、調査実施後は問題も回収いたします。
- \*個人票の返却はありません。

## 【保護者に対する調査】

- \*保護者を対象に、児童生徒の家庭における状況、保護者の教育に関する考え方等に関する質問紙調査を実施いたします。
- \*回答は匿名化された上で回収・集計されるため、文部科学省及び委託事業者が回答者を特定することはできません。 また、回答内容について文部科学省や委託事業者から問い合わせることはありません。
- \*調査対象校には、調査票等の配布・回収にご協力いただきます。

#### 結果公表

全国の状況を分析した結果を公表いたします。

\*過去の経年変化分析調査及び保護者に関する調査結果は,文部科学省及び国立教育政策研究所 HPをご参照ください。

#### 全国学力・学習状況調査



#### 文部科学省 HP

http://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/gakuryoku-chousa/index.html

#### 国立教育政策研究所 HP

http:www.nier.go.jp/kaihatsu/zenkokugakuryoku.html

令和2年度全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについて

令和2年度全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについて、別紙案を添えて 教育委員会の審議に付します。

令和2年1月29日

一宮市教育委員会 教育長 高 橋 信 哉

## 提案理由

令和2年度全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについて、教育委員会の議 決を求めるため、本案を提出します。

# 令和2年度全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについて(案)

## 1 一宮市の基本的な考え方

国の示している「令和2年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」に基づいて取扱う。

## 2 一宮市における結果の公表

一宮市における公立小中学校の学校別の調査結果、市全体の調査結果の数値による公表をしない。

## 平成31年度(令和元年度)

## 全国学力・学習状況調査について 一宮市全体の状況

#### ◆ 調査実施日

平成31年4月18日(木)

#### ◆ 調査実施者数

調査学年	参加学校数	参加人数
小学校6年生	42校	3,561人
中学校3年生	1 9 校	3,446人

#### ◆ 調査の内容

【教科に関する調査(国語、算数・数学、英語)】

出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、それぞれの学年・教科に関し、以下のとおりとする。

- (1) 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等
- (2)知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力等に関わる内容

調査問題では、上記(1)と(2)を一体的に問うこととする。

#### 【生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査】

児童生徒に関する調査		学校に対する調査	
・国語・英語への興味・関心 ・授業内容の理解度 ・読書時間 ・勉強時間の状況	み	・授業の改善に関する取組 ・指導方法の工夫 ・学校運営に関する取組 ・家庭・地域との連携の状況	など

# ◆ 教科に関する調査の結果

# 【小学校6年生の状況】

玉	全国平均正答率と比べ、低い状況です。
話	・『伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項』の領域において、「学年別漢字配当 表に示されている漢字を文の中で正しく使うこと」に課題があります。
	全国平均正答率とほぼ同程度の状況です。
第数	こと」は、全国平均をやや上回っています。

# 【中学校3年生の状況】

	全国平均正答率とほぼ同程度の状況です。
围	・『読むこと』の領域において、「文章の展開に即して情報を整理し、内容を捉えること」は、全国平均を上回っています。
語	・『話すこと・聞くこと』の領域において、「相手に分かりやすく伝わる表現について 理解すること」に課題があります。
	全国平均正答率と比べ、高い状況です。
数学	・『数と式』、『関数』、『資料の活用』の領域において、全国平均正答率を大きく上回っています。
	・『図形』の領域において、「反例の意味を理解していること」にやや課題があります。
英語	全国平均正答率と同程度の状況です。
	・『書くこと』の領域において、「与えられた情報に基づいて、一般動詞の3人称単数現在時制の否定文を正確に書くこと」は、全国平均正答率を大きく上回っています。
	•『聞くこと』の領域において、「日常的な話題について、情報を正確に聞き取ること」 に課題があります。

#### ◆ 生活習慣や学習環境に関する質問紙調査(児童生徒に対する調査)の結果

【小学校6年生の状況】

# 肯定的な回答が全国値に比較して多い項目 | 肯定的な回答が全国値に比較して少ない項目

- 今住んでいる地域の行事に参加していますか。
- 新聞を読んでいますか。
- 人が困っているときは、進んで助けていますか。
- ・あなたの学級では、学級生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると思いますか。
- ・先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますか。

#### 【中学校3年生の状況】

#### 

- 読書は好きですか。
- 人が困っているときは、進んで助けていますか。
- ・日本やあなたが住んでいる地域のことについて、外国の人にもっと知ってもらいたいと思いますか。
- ・学校に行くのは楽しいと思いますか。

#### ◆ 調査結果を受けての取り組み

#### 教育委員会の取り組み 学校の取り組み例 各学校に、全国学力・学習状況調査の結果を分析 • 白校の課題解決に向けた研修の実 させ、自校の強みと弱みを把握させる。強みは生 かし、弱みを克服するための対策を練らせる。 •ペア、グループ活動を取り入れる •「報告書」「授業アイディア例」などを活用した授 など学習活動の工夫 業改善の方法について研修する。 ・校内漢字・計算コンクールの実施 ・教師の指導力向上を図る専門委員会で、モデル指 ・授業前後の小テストの実施 導案を作成したり、授業改善を目指した研修会を など 開催したりする。

## 一宮市学校教育推進プランについて

一宮市学校教育推進プランについて、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和2年1月29日

一宮市教育委員会 教育長 高橋信哉

提案理由

一宮市学校教育推進プランを定めるため、本案を提出します。



集

【プラン実現のための施策】

(学校が共通に取り組む目標)

一宮市教育委員会

## 基本理念

これからの時代に向け、子どもたちは、複雑化・多様化した現代社会の課題に対して、主体的な行動や多様 な人々との協働を通じ、その課題解決に向かうための新たな価値観を生み出す創造力や行動力をもつことが 期待されています。

そのため、学校は、主体的な学びや協働のための原動力となる「確かな学力」「豊かな心」「健やかなから だ」の育成と、これからの社会を生き抜く「未来に生きる力」の育成が一層求められています。また、これら の力の育成の基盤として家庭や地域社会との連携を図り、「信頼される学校づくり」を進める必要があります。

一宮市は「めざす子ども像」を定め、その実現のために5つのプランからなる令和2年度~4年度「一宮市 学校教育推進プラン」を策定しました。中でも、教職員が子どもたちにとって信頼される存在となるために、 「学力向上」「人間関係力の向上」を重点目標とし、「教師力の向上」に取り組んでいきます。

教育委員会および各学校はこのプランをもとに、具体的な行動目標を示し、絶えず評価を加えながらその 実現をめざします。

#### めざす子ども像

## 知・徳・体をもとに、課題解決に向かう 「未来を拓く子ども」



#### 【確かな学力を身につけた子ども】 → Plan 1 確かな学力育成プラン

自分で課題を見つけ、主体的・対話的に探究し、学びを深めることで、よりよく問題を解決す る資質や能力を身につけた子ども

#### 【豊かな心をもつ子ども】

#### → Plan 2 豊かな心育成プラン

自尊感情にあふれ、自他の命や自然を大切にする心や他を思いやる心などを備えた、心豊かな 子ども

## 【健やかなからだを備えた子ども】 → Plan3 健やかなからだ育成プラン

規則正しい生活習慣を身につけるとともに、健康な生活を営む基礎を備えた子ども

## 【未来に生きる力を身につけた子ども】 → Plan4 未来に生きる力育成プラン

グローバル社会を生きるための学びを通し、自らの生き方を考え、社会的に自立するための資 質や能力を身につけた子ども

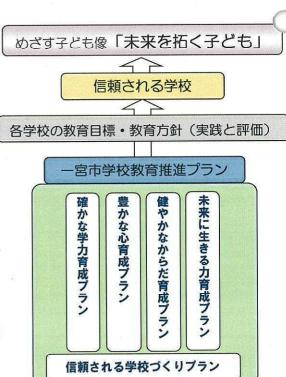
#### 「未来を拓く子ども」を育成するた めの基盤づくりをすすめます

全ての教職員が子どもの教育に責任をもち、 子どもたちにとって安全・安心で、保護者や地域 から信頼される学校づくり

## → Plan 5 信頼される学校づくりプラン

全ての教職員が目標を共有して、個々の創意工夫を生かし、 互いに高め合える指導体制の構築をしていきます

以上のことから、5つのプランを柱とした 「一宮市学校教育推進プラン」を策定します。

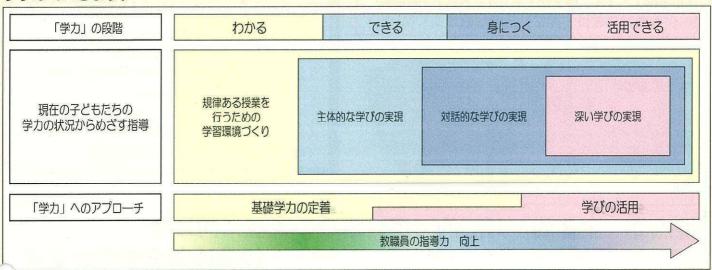


# 今こそ、学力の向上と人間関係力の向上をめざして

## わかる・できる・身につく・活用できる力を育てます

新学習指導要領が小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から全面実施となります。その中では、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで資質・能力の育成を目指すことが示されました。令和の時代に入り、新たな時代への変化の時こそ、今、改めて子どもたちにどんな力が必要なのかを各学校が考え、ねらいを定めた実践をすすめていく必要があります。下の図のように、学力には「わかる・できる・身につく・活用できる」という段階があります。「活用できる」力を育てるためには、その土台作りとして学ぶ意欲を高めたり、「読み・書き・計算」と言われるような基礎学力をしっかりと定着させたりするといった、アプローチが必要です。

未来を拓く子どもたちのために、今現在の子どもたちの学力の状況に合わせ、どんな指導改善を図る必要があるのかをしっかりととらえ、「活用できる」力へと進化させていきたいものです。令和2年度からの学校 文育推進プランでは、「わかる・できる・身につく」力から、「活用できる」力へ向上させるための授業改善を すすめていきます。



## 自己肯定感を高め、他者を理解する心を育てます

学校は、子どもたち一人一人がそれぞれの特性を生かしながら、集団や社会の中で自己実現できるような資質や能力・態度を習得させ、それらを発達させていくという役割があります。しかし、人とうまくかかわれなかったり、人間関係を築けなかったりする子どもが増えてきています。これをどのように改善し、望ましい人間関係をつくっていくかを考えるとき、他者と良好な関係を築き、それを維持していくために必要な能力「人間関係力」を学ぶ場として、学校の果たす役割は大きいと考えます。人間関係力を向上させるためには、まず教師が、子どもたち一人一人をかけがいのない存在であるという認識をもち、これまで以上に信頼される存在でなければなりません。一人一人の良さを認めながら自己肯定感を高めさせると同時に、道徳教育の充実に努めたり、共感的かつ構成的な人間関係でつながる集団づくりをすすめたりするなど、他者を理解する心を育て、笑顔で生活できる学級・学校づくりをすすめていきます。

## 子どもたちにとって、「学校が楽しい」と言える学校へ

## Ⅲ 5つのプランを実現するための具体的な取組

## Plan 1 確かな学力育成プラン

## 視点① わかる、できる、身につく授業づくりをすすめます

#### 【プラン実現のための施策】

- 1 学習指導法・評価研究委員会
- 2 現職教育推進校指定(指定小中学校) <魅力あふれる学校づくり推進事業>
- 3 学習チューター事業(全小中学校)
- 4 日本語指導員巡回事業
- 5 ICT機器等の教育機器、教育環境の整備
- 6 少人数指導等非常勤講師配置事業
- 7 少人数学級編制<県>

(小学校1・2年、中学校1年で35人以下学級編制)

8 少人数指導教員・非常勤講師配置事業<県・市>



## 【学校が共通に取り組む目標】

基礎的・基本的な知識や技能を身につける ための指導改善をすすめます

#### 【各校の取組例】

- (1) 授業の工夫と改善
  - ①学習ルールの徹底
  - ②学びたくなる導入の工夫
  - ③学習の流れが分かる板書
  - ④対話のための発問の工夫
  - ⑤個を支援する机間指導の工夫
  - ⑥定着を図るための手立ての工夫
  - ⑦学習指導案モデルの活用
- (2) 定着に向けての補充的な学習の取組
  - (1)朝学習の計画的な実施
  - ②基礎学力評価テストなどの実施
- (3)複数の教師による個に応じた指導の工夫
- (4) 一人一人への個別指導の充実

視点② 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた 授業改善をすすめます

## 【プラン実現のための施策】

- 1 学習指導法・評価研究委員会
- 2 授業力向上のための各種研修会
- 3 新聞を活用した学習
- 4 校外学習推進事業
  - ・博物館を利用した社会科学習(小学校)
  - ・プラネタリウムを利用した理科学習(小学校)
- 5 副読本購入補助事業
  - ・理科ノート「観察と実験」
  - ・社会科副読本「わたしたちのまち一宮」など
- 6 副教材作成事業
  - ・社会科副読本の改訂 「わたしたちのまち一宮」(小学校) 「のびゆく一宮」(中学校)

#### 【学校が共通に取り組む目標】

思考力・判断力・表現力を高めるための言語 活動を生かした協働的な授業をすすめます

- (1) 言語活動の充実
  - ①発達段階に応じた話し方、聞き方の指導
  - ②ペア・グループ学習など話し合い活動の 推進
  - ③話し合い活動を深い学びにつなげる授 業展開
- (2) 主体的・対話的で深い学びの推進
  - ①課題を明確にした授業展開の計画
  - ②問題解決場面の設定
  - ③児童生徒の発言の受容
  - ④学びの過程やその成果の振り返り





- (3) 文章記述を取り入れた授業 ①意見の記述⇒話し合い
  - ②学んだ内容を文章記述
- (4)筋道を立てて説明する場面を取り入れた 授業
- (5) 学校図書館の活用
- (6) 地域人材、地域施設を活用した体験的な学び



視点③ 一人一人に応じた、適切な支援と指導の充実を図ります

## 【プラン実現のための施策】

- 1 教育支援委員会※就学時健康診断、就学教育相談会
- 2 教育相談会(6月~9月)
- 3 特別支援学級担当者会
- 4 特別支援学級の三大行事の開催
- 5 言語訓練の実施
- 6 通級指導教室の設置<県>
- 7 特別支援協力員配置事業
- 8 教育アドバイザーによる相談事業
- 9 特別支援巡回相談事業<県・市>
- 10 特別支援教育連携協議会
- 11 特別支援教育推進委員会

#### 【学校が共通に取り組む目標】

- 1 発達障害の種類や程度に応じた個別指導を充実させます
- 2 特別支援学級の指導を充実させます

#### 【各校の取組例】

(1)ユニバーサルデザインの推進

(視覚化、焦点化、共有化)

- (2) 校内教育支援委員会の開催 等
- (3) 児童生徒理解を深める事例検討会の開催
- (4) 専門性を高めるための研修会の開催
- (5) 特別支援協力員との連携
- (6) 通級指導教室の活用



#### [特別支援学級の三大行事の開催]

- ・手をつなぐ子らの教育展(一宮スポーツ文化センター)
- ・手をつなぐ子らの運動会 (一宮市総合体育館)
- ・宿泊学習 (美浜少年自然の家)



## Plan 2 豊かな心育成プラン

## 視点① 笑顔で生活できる学級・学校づくりをすすめます

## 【プラン実現のための施策】

- 1 学級生活調査(Q-U)の実施と活用(小学校6年・中学校全学年)
- 2 学級経営研究委員会
- 3 いじめ問題対策連絡協議会、いじめ対策推進委 員会いじめ問題対策調査委員会
- 4 いじめ等対策主任者会
- 5 不登校対策協議会、不登校対策推進委員会
- 6 不登校対策主任者会
- 7 不登校対応非常勤講師加配
- 8 スクールソーシャルワーカーの配置
- 9 小中合同生徒指導主事・主任者会

(市サポートチーム会議)

- 10 中学校生徒指導主事者会
- 11 尾中地区中高生徒指導連絡協議会
- 12 地域青少年健全育成事業<青少年育成課>
- 13 県・市スクールカウンセラー配置事業<県・市>
- 14 心の教室相談員配置事業(全中学校) <県・市>
- 15 教育アドバイザー(市教育センター)の配置
- 16 サンフレンズ相談員(市教育支援センター)の配置
- 17 市内 4 か所の教育支援センターによる支援



#### 〔教育支援センターの運営〕

・市内4か所に設置 サンシャイン 138 南、サンシャイン 138 北、 ふれあい教室、ほっとルーム☆きらら

#### 【学校が共通に取り組む目標】

- 1 互いを認め合い尊重し合う教育をすすめます
- 2 全校体制でのいじめ・不登校の未然防止 に向けた取組をすすめます
- 3 子どもたち一人一人を大切にした対応をします

- (1)あいさつ運動など児童生徒による啓発活動の充実
- (2) 話し合い活動の充実
- (3) Q-U の結果を生かした学級づくり
- (4)心のアンケートなどで児童生徒の困り感 を早期につかむ取組
- (5) 相談ポストの設置
- (6) ピア・サポートなど児童生徒の自立を促す活動の実施
- (7)教育活動全般にわたって、気持ちのよい あいさつ、返事、正しい言葉遣いなどの励 行
- (8) 中学校区で行うルールやマナーについて の啓発活動の推進
- (9) 適応指導教室での支援





## 視点② 自尊感情を育て、自他の命を大切にする心の教育をすすめます

#### 【プラン実現のための施策】

- 1 心の教育推進活動
- 2 道徳主任者会
- 3 道徳教育推進教師を中心とした道徳教育
- 4 特色ある学校づくり推進事業
  - <魅力あふれる学校づくり推進事業>
- 5 社会福祉推進校(全小中学校)
  - <市社会福祉協議会委嘱>
- 6 ボランティア福祉体験学習(中学校)
  - <市社会福祉協議会>
- 7 人権教育総合推進地域事業
- <萩原中学校区 R元1~3年度 文科省・県教委指定



## 【学校が共通に取り組む目標】

- 1 道徳科の授業において、児童生徒が自己 を見つめ、自分の生き方について考えを深 める指導の工夫をします
- 2 人権教育・福祉教育の推進の取組をすすめます

#### 【各校の取組例】

- (1) 道徳科の授業の充実
  - ①物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習
  - ②問題解決的な学習、道徳的行為に関する 体験的な学習
- (2) 教育活動全般を通した道徳指導
- (3) 福祉実践教室の開催
  - ①社会福祉協議会の協力を得て、車いすや 手話、点字などの体験活動を実施
- (4) 人権週間の設定
- (5) 地域の活動へのボランティア参加

## 視点③ 豊かな人間性を育てます

#### 【プラン実現のための施策】

- 1 子ども写生大会・作品展
- 2 消防音楽隊の訪問演奏
- 3 ふれあいコンサート (消防音楽隊との合同演奏会)
- 4 リバーサイトフェスティバル (中学校吹奏楽部の参加)
- 5 学校図書館の活用
- 6 学校図書館司書派遣事業(全小中学校)
- 7 市立図書館資料のインターネットによる貸出・ 配送、移動図書館(ほたる号)
  - ※「子ども読書のまち」宣言<市>



## 【学校が共通に取り組む目標】

- 1 感動を味わえる体験活動を充実させます
- 2 本好きな児童生徒の育成をめざし、多様 な読書活動を展開します

- (1) 学習発表会・学芸会の実施
- (2)音楽鑑賞会や映画鑑賞会、観劇会などの 開催
- (3) 合唱コンクールの実施
- (4) 朝読書など読書活動の推進
- (5) ボランティア等による読み聞かせの実施
- (6) 学校図書館司書との連携
- (7)図書館利用指導の充実

## Plan 3 健やかなからだ育成プラン

視点① 生涯にわたって運動に親しめるよう、指導の充実を図ります

#### 【プラン実現のための施策】

- 1 部活動外部指導者派遣事業(部活動に地域人材を配置)
- 2 体力テストの実施
- 3 水泳能力検定の実施
- 4 運動部活動大会(中学校)
- 5 体育主任者会の実施
- 6 ダンス指導者講習会・一宮市オリジナルダンス体操 <スポーツ課>



## 【学校が共通に取り組む目標】

体育の授業や体育的行事などの運動に親し む機会を通して、体力づくりに努めます

#### 【各校の取組例】

- (1)体つくり運動、運動会・体育祭、なわと び大会、持久走大会 等
- (2) 体ほぐしの運動
- (3)全校統一の体力づくりメニューの作成・活用 等

視点② 望ましい生活習慣の定着を図り、

健康な生活を送るための基礎を育てます

#### 【プラン実現のための施策】

- 1 食育広報誌「やっぱり!!食ぱわー」と食育指導資料の配付
- 2 栄養教諭・栄養職員による食育指導

(小学校2年・3年・5年)

- 3 市非常勤養護教諭・巡回非常勤養護教諭派遣事業
- 4 警察やライオンズクラブによる薬物乱用防止教室
- 5 肥満予防研究推進委員会による肥満予防のための親子教室「にんじんクラブ」

## 【学校が共通に取り組む目標】

児童生徒への指導や保護者へ協力の呼びかけを行い、「早寝、早起き、朝ごはん」の定着を図ります

#### 【各校の取組例】

- (1)毎月19日の「食育の日」に合わせた 啓発活動の実施
- (2)「食ぱわー」の活用
- (3) 学校ウェブサイトの活用
- (4) 歯磨き指導

## 視点③ 安全な生活を送るための基礎を育てます

## 【プラン実現のための施策】

- 1 子どもの安全推進委員会
- 2 市安全教育部会、安全主任者会
- 3 セルフディフェンス講座
- 4 普通救命講習会<消防署>
- 5 交通安全教室<市民協働課>
- 6 防犯教室<市民協働課>
- 7 ケータイ・スマホ教室

## 【学校が共通に取り組む目標】

安全意識を高める指導を継続的に行います

- (1) 危険予知トレーニング(KYT) の実施
- (2) シェイクアウト訓練、避難訓練
- (3)不審者対応訓練

## Plan4 未来に生きる力育成プラン

## 視点① 情報化社会・国際化社会に対応できる力を育てます

#### 【プラン実現のための施策】

- 1 プログラミング教育推進事業
- 2 Pepper 社会貢献プログラム(全小中学校)
- 3 情報教育研究委員会
- 4 わくわくプログラミング教室事業
- 5 ALTの配置事業<小学校英会話指導講師派遣事業> <中学校英語指導講師派遣事業>
- 6 小学校英語指導専科教員加配<県>
- 7 ALTによる教員向けの研修
- 8 中学生海外派遣(イタリア・トレビーゾ) <いちのみや夢人材育成事業>
- 9 国際交流員の派遣、フレンドシップ事業、 国際理解ワークショップ

<生涯学習課·市国際交流協会>







## 【学校が共通に取り組む目標】

1 情報モラルを身につけさせるとともに、必要な情報を適切に活用する学習をすすめます

#### 【各校の取組例】

- (1)情報手段の基本的な操作の習得
- (2) コンピュータに意図した処理を行わせる ために必要な論理的思考力の育成
- (3)情報モラル教育の充実
- (4) ICT機器の効果的な活用
- 2 コミュニケーション能力を育てる英語 指導を充実させます
- 3 一宮市や日本の文化・歴史、諸外国の文 化などに対する理解を深めます

- (1) ALT を活用した指導の充実
- (2) 英語を使ったスピーチ、プレゼンテーション等の表現カテストの機会の充実
- (3)英語を活用する場面を意識した授業の工夫
- (4) 国際交流員の活用
- (5) 地域の方々を講師として招き、伝統芸能を体験
- (6) 一宮市の学習のために「わたしたちのま ち一宮」「のびゆく一宮」の活用





## 視点② 自分らしい生き方を実現するための力を育てます

#### 【プラン実現のための施策】

- 1 魅力あるあいちキャリアプロジェクト(全中学校) <県>
- 2 市長と中学生の「夢トーク」

<いちのみや夢人材育成事業>

- 3 プラチナ未来人財育成塾への派遣(中学生)
  - <いちのみや夢人材育成事業>
- 4 中学生いちのみや「夢サミット」

<いちのみや夢人材育成事業>

5 夢の教室<スポーツ課>

## 【学校が共通に取り組む目標】

特別活動教育課程にあるキャリア教育の指 導計画に基づき、自己のよりよい生き方を考 えさせる学習をすすめます

#### 【各校の取組例】

- (1) 職場体験学習、職場見学を実施、勤労奉 仕体験の実施
- (2) キャリア教育ノート〈県〉の活用 等







#### 豊かな環境とその恵みを大切にする心を育てます 視点③

## 【プラン実現のための施策】

- 1 ふれあい・うるおい空間づくり推進活動 <魅力あふれる学校づくり推進事業>
- 2 エコスクール運動<環境部清掃対策課>
- 3 緑のカーテン事業<環境部清掃対策課>





## 【学校が共通に取り組む目標】

#### 環境教育を推進し、充実を図ります

【各校の取組例】

- (1) エコスクール運動
  - ①身近な問題を基に「地球にやさしい学 校」づくりを目指した実践
  - ②ごみ減量、分別リサイクル等
- (2)環境学習、生物多様性についての学習、 エネルギー学習 等

SDGs(エスディージーズ:Sustainable Development Goals-持続可能な開発目標)

#### SUSTAINABLE GOALS



























 $\circ$ 

SDGSとは、世界が抱える問題を解決し、持続可能な社 会をつくるために世界各国が合意した2030年を年限と する17の目標と169のターゲットです。

未来に生きる子どもたちがSDGSについて学び、自ら行 動していくため、SDGSと関連づけた様々な実践をすすめ ていきます。

## Plan5 信頼される学校づくりプラン

## 視点① 魅力あふれる教師をめざし、指導力の向上を図ります

#### 【プラン実現のための施策】

- 1 現職教育推進校の指定(小学校 2 校、中学校 2 校) <魅力あふれる学校づくり推進事業>
- 2 校内現職教育を充実させる取組
  - ・研究の進め方についての指導
  - ・他校の研究実践や公開授業などの情報提供
- 3 市教育センターを拠点としたキャリアステージ に応じた研修 (ステップアップ研修)
  - 基本研修
  - (初任者研修、2・3・5・10年経験者研修)
  - ・職務研修(管理職研修、事務職員研修、養護 教諭研修、栄養教諭研修、主任・担当者研修)
  - ・専門研修(教科基礎講座、学習指導法研修、 学校支援アドバイザー・訪問アドバイザーによる研修)
  - ・課題研修 (ICT 研修、いじめ・不登校対策研修、 重大事故防止対策研修)
  - ·夏季集中研修講座 (必須職務研修、必須選択研修、自由選択研修)
  - ・自主研修(教師力アップ研修)
- 4 教職員評価
- 5 文書管理研究委員会
- 6 学校事務の共同実施
- 7 教育アドバイザーによる相談



## 【学校が共通に取り組む目標】

- 1 校内現職教育を充実させ、教職員の力量向上を図ります
- 2 教職員が力量を高める研修会への参加 の機会を充実させます

#### 【各校の取組例】

- (1) 各学校の実態・課題に基づいた、学力向上に向けての指導法の研究
- (2)年間を通した計画的な研究の推進
- (3)全国学力・学習状況調査などを評価指標 とした PDCA サイクルの確立
- (4)他校の研究実践から、自校の現職教育の 取組に生かすための研究校の視察
- (5) 研修会などの参加者による伝達講習
- (6) 学級経営、いじめ、不登校の事例研究
- (7)指導技術の向上を目指した研修会の開催
- (8) 教師同士で学び合う模擬授業の実施 等



## 視点② 特色ある学校づくりをすすめます

## 【プラン実現のための施策】

- 1 特色ある学校づくり推進活動(全小中学校〕 <魅力あふれる学校づくり推進事業>
- 2 特別非常勤講師派遣事業<県>
- 3 ICT機器等の教育機器、教育環境の整備
- 4 ユネスコスクールの活動への促進

## 【学校が共通に取り組む目標】

児童生徒や地域の実情に合わせて、特色ある教育活動をすすめます

- (1) 農業体験、栽培活動
- (2) 伝統芸能体験
- (3) 幼保、高校、特別支援学校との交流
- (4) 観劇会 等

## 視点③ 学校・家庭・地域との連携・協働をすすめます

#### 【プラン実現のための施策】

- 1 コミュニティ・スクール推進学校サポーター事業 (児童生徒の地域参加や、地域人材による学校支 援を図るコーディネーターを配置)
  - <魅力あふれる学校づくり推進事業>
- 2 秋に市内一斉の「学校公開週間」
- 3 学校評価の計画的な実施、結果の公表





## 【学校が共通に取り組む目標】

- 1 コミュニティ・スクールでの小中や家庭・地域との連携・協働をすすめます
- 2 学校広報の充実に努めます
- 3 教職員がより信頼される存在になるように努めます

#### 【各校の取組例】

- (1) 学校運営協議会の充実
- (2) 学習マナーの小中学校での共有化
- (3) 小中合同研修会の実施 等
- (4) 中学教師による小学校訪問授業
- (5) 地域人材の活用
- (6) 学校ウェブサイトの充実
- (7) ブログ記事の充実
- (8) 各種たよりの充実 等

## 視点④ 安全・安心な学校づくりをすすめます

#### 【プラン実現のための施策】

- 1 学校訪問での安全指導
- 2 校務主任者会、養護教諭研究会での研修
- 3 不審者などの情報の共有化
- 4 スクールロイヤーによる相談

# of a complete product of the c



#### 【学校が共通に取り組む目標】

- 1 施設設備の安全管理、非常時の危機管理体制の整備に努めます
- 2 家庭・地域と連携し、子どもたちの安全 確保に努めるなど校内外の安全管理体制 の充実を図ります

- (1)毎月26日の「事故・けがゼロの日」の安全点検
- (2) 学校危機管理マニュアルの充実
- (3) 避難訓練の実施
- (4) 大地震に備えた児童生徒の引き渡し訓練
- (5) 毎月12日の「安全を確認する日」(家庭・ 地域と連携した不審者被害防止に向けた体 制づくり) 等
- (6) 熱中症指数の計測
- (7) 救命救急講習会
- (8) エピペン講習会



# 『未来を拓く子ども』の指標 「学校が楽しい」と答える子の割合

2	「学校が	楽しい」と答える	「楽しい」「どち楽しい」と答		
	令和元年度 現状	令和4年 目標	目指すべき 将来の姿	令和元年度 現状	令和4年 目標
小学生	65.9%	74%	80%	93.6%	96%
中学生	57.7%	60%	70%	91.6%	92%



#### 「確かな学力育成プラン」の指標

●「授業がよくわかる」と答える子の割合

2	「よくわ	かる」と答える	W. Branch Vall Principle	る」「だいたい 答える子の割合	
	令和元年度 現状	令和4年 目標	目指すべき 将来の姿	令和元年度 現状	令和4年 目標
小学生	49.0%	54%	70%	87.9%	91%
中学生	25.8%	30%	50%	75.0%	80%

## 「豊かな心育成プラン」の指標

●「自分には良いところがある」と答える子の割合

191 Fac	「ある	る」と答える子 <i>0</i>	「ある」「どちらかといえば ある」と答える子の割合		
	令和元年度 現状	令和4年 目標	目指すべき 将来の姿	令和元年度 現状	令和4年 目標
小学生	43.8%	46%	60%	77.7%	81%
中学生	26.5%	30%	50%	70.4%	73%

●「人に親切にしたいと思う」と答える子の割合

	「思う	」と答える子の	「思う」「どち思う」と答え		
	令和元年度 現状	令和4年 目標	目指すべき 将来の姿	令和元年度 現状	令和4年 目標
小学生	79.0%	84%	90%	96.9%	98%
中学生	75.7%	78%	85%	97.5%	98%

## 「健やかなからだ育成プラン」の指標

●「進んで運動し、からだを動かすようにしている」と答える子の割合

	「している」と答える子の割合				どちらかといえ 答える子の割合
	令和元年度 現状	令和4年度 目標	目指すべき 将来の姿	令和元年度 現状	令和4年度 目標
小学生	59.2%	64%	70%	82.8%	87%
中学生	47.6%	52%	65%	76.8%	81%

●「学校に行く日は、朝食を食べている」と答える子の割合

	「毎日食べる」と答える子の割合				
	令和元年度 現状	令和4年度 目標	目指すべき 将来の姿		
小学生	87.8%	90%	98%		
中学生	83.2%	87%	95%		



#### 「未来に生きる力育成プラン」の指標

●「自分の夢や目標をもっている(もとうとしている)」と答える子の割合

		る(もとうとして :答える子の割合	[いる)」
	令和元年度 現状	令和4年度 目標	目指すべき 将来の姿
小学生	91.8%	94%	95%
中学生	85.9%	88%	90%



## 「信頼される学校づくりプラン」の指標

●「自分の学校に自慢できるところがある(小学校)」と答える子の割合

	「ある	る」と答える子の		うらかといえば える子の割合	
	令和元年度 現状	令和4年度 目標	目指すべき 将来の姿	令和元年度 現状	令和4年度 目標
小学生	51.5%	57%	60%	79.3%	84%

●「自分の学校を誇りに思う(中学校)」と答える子の割合

	「思・	う」と答える子の	「思う」「どちらかといえば 思う」と答える子の割合		
	令和元年度 現状	令和4年度 目標	目指すべき 将来の姿	令和元年度 現状	令和4年度 目標
中学生	36.5%	40%	45%	82.1%	85%

#### 一宮市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

一宮市社会教育委員の解嘱及び委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議 に付します。

令和2年1月29日

一宮市教育委員会 教育長 高 橋 信 哉

#### 提案理由

選出団体役員改選のため、社会教育法第15条の規定により、本案を提出します。

#### 1. 一宮市社会教育委員 解嘱該当者

(解嘱日 令和2年1月31日)

氏 名	備考
	社会教育関係者
あおやま なおき 青山 直生	一宮青年会議所
	副理事長退任のため

#### 2. 一宮市社会教育委員 委嘱候補者

氏 名	備考	新任
1 7	VIRI 75	再任
	社会教育関係者	
ひらた こういち 平田 浩一	一宮青年会議所	立に
平田	副理事長就任の	新
	ため	

#### 3. 委嘱期間

令和2年2月1日から令和2年3月31日まで

※ 一宮市社会教育委員の定数等に関する条例第4条の規定に基づく前任 者の残任期間

# 一宮市社会教育委員名簿

令和2.2.1現在

	令和2.2	·エウビ1工	•		
	氏	名		所属団体等	備考
鵜	飼	和	司	学識 経 験 者	
今	Ш	峰	子	n .	
益	JII	浩	<u> </u>	n .	
小	河	元	男	n .	
大	島	き 智	子	n	
小	Ш	典	子	n	
馬	渕		博	n .	
小	ЛП	正	彦	一宮市小中学校長会	
杉	本		智	一宮市公民館長連絡協議会	
尾	関	勝	子	一宮市地域女性団体連絡会	
不	破		皓	一宮市芸術文化協会	
大	竹	幹	雄	一宮市スポーツ協会	
平	田	浩	<u> </u>	一宮青年会議所	新
近	藤	朝	子	一宮市小中学校PTA 連絡協議会母親代表会	
若	林 眞	其 由	美	子育てネットワーカー	

(昭和二十四年六月十日 法律第二百七号)

#### (社会教育委員の設置)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

- 2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。
- ○一宮市社会教育委員の定数等に関する条例 (昭和25年1月27日 条例第3号)
- 第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条の規定に基づき、本市に一宮市社会 教育委員(以下「委員」という。)を置く。
- 第2条 委員の定数は、15名以内とする。
- 第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、重任を妨げない。
- 第4条 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第5条 一宮市教育委員会は、特別の事情がある場合には、委員の任期中でも解嘱することができる。
- 第6条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、別に一宮市教育委員会が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和31年1月4日条例第5号)

この条例は、公布の日より施行する。

付 則(平成14年6月26日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

#### 一宮市博物館美術工芸資料等評価委員会設置要綱の一部改正について

一宮市博物館美術工芸資料等評価委員会設置要綱の一部改正について、別紙案を添えて 教育委員会の審議に付します。

令和2年1月29日

一宮市教育委員会 教育長 高 橋 信 哉

#### 提案理由

一宮市博物館美術工芸資料等評価委員会設置要綱の一部を改正するため、本案を提出します。

#### 一宮市博物館美術工芸資料等評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 一宮市が収集する美術工芸資料等の評価等に関する事務を適正かつ円滑に行うため、美 術工芸資料等評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 評価委員会は、収集する美術工芸資料等の評価等に関する事項について調査審議する。 (組織)
- 第3条 評価委員会は、委員5人以内をもって組織する。
- 2 委員は、美術工芸等に関する専門知識を有する者のうちから、資料の種別等を考慮し、教育 委員会がその都度委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱した日から当該資料に係る審査がすべて終了するまでの期間とする。 (委員長)
- 第4条 評価委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、評価委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときはあらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。 (会議)
- 第5条 評価委員会の会議は、必要に応じて教育委員会が招集する。
- 2 評価委員会は、必要があると認めるときは、委員でない者の出席を求め、説明又は意見を聴 くことができる。
- 3 収集が緊急を要する場合又は軽易なものは委員長が委員の意見を徴して決定することができる。

(庶務)

第6条 評価委員会の庶務は、一宮市博物館事務局において処理する。

(補則)

- 第7条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会に関し必要な事項は教育委員会が別 に定める。 付 則
- 1 この要綱は、平成10年 4月 1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成17年7月 1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成18年8月 4日から施行する。
- 4 この要綱は、令和 2年 1月29日から施行する。

#### 一宮市博物館美術工芸資料等評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 一宮市が収集する美術工芸資料等の評価等に関する事務を適正かつ円滑に行うため、美術工芸資料等評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 評価委員会は、収集する美術工芸資料等の評価等に関する事項について調査審議する。 (組織)
- 第3条 評価委員会は、委員7人以内をもって組織する。
- 2 委員は、美術工芸等に関する専門知識を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残 任期間とする。

(委員長)

- 第4条 評価委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、評価委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときはあらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。 (会議)
- 第5条 評価委員会の会議は、必要に応じて教育委員会が招集する。
- 2 評価委員会は、必要があると認めるときは、委員でない者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 3 収集が緊急を要する場合又は軽易なものは委員長が委員の意見を徴して決定することができる。

(庶務)

第6条 評価委員会の庶務は、一宮市博物館事務局において処理する。

(補則)

- 第7条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会に関し必要な事項は教育委員会が別 に定める。 付 則
- 1.この要綱は、平成10年4月1目から施行する。
- 2 この要綱は、平成17年7月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成18年8月4日から施行する。

#### 一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありました ので、教育委員会の審議に付します。

令和2年1月29日

一宮市教育委員会 教育長 高 橋 信 哉

#### 一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

#### (許可基準)

- 第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。
  - (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
  - (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
  - (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
  - (4) 公益法人及びこれに準ずる団体(宗教法人を除く。)が主催する事業
  - (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容(入場料、場所、事業内容等)が 適当と認められる事業
    - ア 市内の教育関係団体
    - イ 報道機関(新聞社又は放送局)
    - ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体
  - (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
  - (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が適当と認めた事業
- 2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援 名義の使用を許可しないものとする。
- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例(平成 23 年一宮市条例第 24 号)第 2 条第 1 項第 1 号に規定する暴力団又は同項第 2 号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

## (学校教育課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
43	NPO法人 元気な学校を 支援し創る会 理事長 未将 *50%	令和2年度 教師力アップセミ ナー	・授業名人や優れた実践者、研究者の講演を通じて、教師の資質・授業技術の向上に寄与することを目的とする。 ・参加者:1回あたり教員120名	①令和2年 5月9日(土) ②令和2年 6月27日(土) ③令和2年 8月22日(土) ④令和2年 10月11日(日) ⑤令和2年 11月15日(日) ⑥令和3年 1月17日(日) ⑦令和3年 2月13日(土)	大口町立 大口中学校	有料 年間 8,000円 1回 3,000円	(4) (6)
44	いちい信用金庫 理事長 ****の ひでは 粟野 秀樹	第25回いちい金融スクール「春休み親子で学ぶ金融教室」		令和2年 3月26日 (木) 9:30~16:30	いちい信用金 庫本店 4階会 議室及び本店 営業部	無料	(6)
. 45	一宮こども将棋の会 会長 (対や はるきだ 葛谷 晴貞	一宮こども将棋教室	様力に応して、さめ細かく指導する。 ・ルールの説明、詰将棋、定跡講座、実戦対局、指導対局を行う。	令和2年 4月1日(水)〜 令和3年 3月31日(水) 原則毎月2回 (土・日・祝日) 計24回以上		有料 年会費 4,000円	(6)

(生涯学習課)

		(生涯字省課					ホノ	
	受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
	56	杜の宮市準備委員会 代表 もり かずま 森 一生	第20回杜の宮市	アートクラフトブース、 フードブース、市民活 動表現ブース、ステー ジ等	5月5日(火・初)	真清田神社 境内、銀座通 りおよびその 周辺	無料	(6)
	57	女声合唱団フローラ 代表 小島 祥子	女声合唱団フローラ 20周年記念リサイ タル	日本歌曲を中心とした 声彩リサイタル 9月27日(日)		木曽川文化会館	無料	(7)
	58	愛ランド 21 游墨 書道会 会長 <sup>220</sup> では せっぽう 亀山 雪峰	第36回愛ランド21 游墨会書道展	書道展覧会	3月28日(土)・ 3月29日(日)	一宮スポーツ 文化センター	無料	(6)
59	50	特定非営利活動法人 日本語検定委員会 理事長  がになるいち 梶田 叡一	2020年度 第1回日本語検定	日本語検定の検定	6月13日(土)	一宮スポーツ 文化センター 他 全国一般 会場	有料 1,700円 ~ 6,300円	(4) (6)
	Ja		2020年度 第2回日本語検定	試験(1級~7級)	11月14日(土)			
	_(60	大成中学·高等学校 校長 かだる また 足立 誠	大成中学・高等学校管弦線部 愛知啓成高等学校 ブラスベント部 第15回定期演奏 会	吹奏楽の演奏会	4月26日(日)	一宮市民会館	無料	(2) (6)
	61	医療法人 山下病院院長 だは だけ 信	第20回消化器病市民公開講座	がんの早期発見・早期 治療の必要性や健康 づくりを推進するため の講演会	3月14日(士)	一宮市民会館	<b>無</b> 料	(6)
	62	国際美術院 総裁 かわの しゅうさい 河野 秀齊	国際公募2020年 第22回国際美術 院展	日本画・洋画・工芸・ 書・写真・児童画の展 示	7月29日(水) ~ 8月2日(日)	玉堂記念 木曽川図書館	無料	(6)

(スポーツ 課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
46	愛知県一宮総合運動 場 場長森満	小・中学生のための陸上教室	小・中学生を対象に小学生は、短日離・投てき・跳躍種目、中学生は、短日離・長日離・ は、短日離・長日離・ 跳躍種目の内容で実施する。	令和2年3月 22日(日) (予備日) 3月29日(日)	いちい信金スポーツセンター (陸上競技場)	1名 500円	(4) (6)
47	愛知県一宮総合運動 場 場長 森 清	スプリント トライアル	小学生及びその家 族は 50m スプリン ト、中学生以上は 100mスプリントを 2 回計測する。	令和2年3月 22日 (日) (予備日) 3月29日(日)	いちい信金ス ポーツセンタ ー (陸上競技 場)	陸にた生円ストアの小500 高上円数加中400 リラの加学円生800 セインイみ者生、以	(4) (6)
48	一宮市空手道連盟 会長 気容 豊勝	第 39 回和道 会西尾張空 手道競技大 会	全日本空手道連盟 四 空手道連盟 四 空手 合会に 中学生、 中学生、 大 る 形 似 紙 手 個 人 ト し 、 大 る 種 目 別 に ト し た し か し た し か し か し か し か し か し か し か	令和2年3 月22日(日)	一宮市総合 体育館	1 種目 2,000 円、2種 目3,000 円、団体 1チーム 3,000円	(6)
49	世界誠道空手道連盟誠道塾愛知支部 支部長 報季 敏秀	世界誠道空 手道部 2020 年全日 インナー アント受知大会	世界誠道年 望空手道 9年 3~6歳)少年部(6~14歳)・一般 (6~14歳以上)の会員による「列車の会員による「アールーの会員、15歳とのできる。 しょう 1 を競技する。	令和2年4 月19日(日)	名古屋市 中スポーツ センター	一 人 2,000円	(6)

( スポーツ 課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準	
50	一宮市家庭婦人 バレーボール連 絡協議会 会長 大窪 な子	健康と体力 づくり第 46 回ママさん バレーボー ル大会	市内在住の家庭婦 人を対象に、変則 リーグ戦による家 庭婦人バレーボー ル大会	令和2年5 月10日 (日)・17 日(日)	いちのみや 中央プラザ	1 チーム 2, 000 円	(3) (6)	
51	愛知県インディアカ協会会長 **・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第 15 回愛知 県インディ アカ選手権 大会	①一般 部 16 チーム ② 16 チーム ② 16 チーム ② 17 ターム の 17 のの の 18 チーム の 18 チーム	令和2年3 月1日(日)	一宮市総合体育館	1 チー加盟、3,500円 3,500円 3,200円	(7)	